

4 議案の要旨

内閣提出法律案

賃借人の居住の安定を確保するための家賃債務保証業の業務の適正化及び家賃等の取立て行為の規制等に関する法律案(第174回国会閣法第36号)(先議)

(参議院 第174回国会22.4.21本会議可決 衆議院 継続審査)

【要旨】

本法律案は、賃貸住宅の家賃等に係る債権の取立てに関して不当な行為が発生していること等にかんがみ、賃借人の居住の安定の確保を図るために、家賃債務保証業及び家賃等弁済情報提供事業の登録制度の創設、家賃関連債権の取立てに関する不当な行為の禁止等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、家賃債務保証業の登録制度の創設

- 1 家賃債務保証業（賃借人の委託を受けて家賃の支払に係る債務を保証することを業として行うことをいう。）を営もうとする者は、国土交通大臣の登録を受けなければならない。
- 2 1の登録を受けた家賃債務保証業者に対して、保証委託契約（当該業者が賃借人と締結する契約であって、当該業者が賃借人の家賃債務を保証することを賃借人が委託する内容のものをいう。）の締結前及び締結時に、保証期間・保証金額等の内容を記載した書面を契約の相手方に交付することを義務付けるほか、業務に関して、無登録営業の禁止、名義貸しの禁止、暴力団員等の使用的の禁止、誇大広告の禁止、帳簿の備付け等に係る規制を行う。
- 3 1の登録手続、登録拒否要件、国土交通大臣の監督等に係る所要の規定を設ける。

二、家賃等弁済情報提供事業の登録制度の創設

- 1 家賃等弁済情報提供事業（家賃債務等の過去の弁済に関する情報（家賃等弁済情報）を収集し、賃貸住宅の賃貸借契約を締結しようとする者等に提供する事業（データベース事業）をいう。）を営もうとする者は、国土交通大臣の登録を受けなければならない。
- 2 1の登録を受けた家賃等弁済情報提供事業者（以下「登録事業者」という。）に対して、事業の開始前に業務規程を国土交通大臣に届け出ることを義務付けるほか、業務に関して、家賃等弁済情報の本人への開示義務、秘密を守る義務、記録の保存等に係る規制を行う。
- 3 登録事業者に家賃等弁済情報の提供をする者に対して、あらかじめ当該家賃等弁済情報に係る賃借人の同意を得ることを義務付ける。
- 4 登録事業者に家賃等弁済情報の提供を依頼する者に対して、あらかじめ当該家賃等弁済情報に係る賃借人の同意を得ることを義務付けるほか、提供を受けた家賃等弁済情報の目的外利用を禁止する。
- 5 1の登録手続、登録拒否要件、国土交通大臣の監督等に係る所要の規定を設ける。

三、家賃関連債権の取立てに関する不当な行為の禁止

家賃債務保証業者、賃貸事業者、賃貸管理業者など家賃関連債権の取立てをする者は、当該取立てをするに当たって、人を威迫し、又は次に掲げる言動その他の人の私生活若しくは業務の平穏を害するような言動をしてはならない。

- 1 賃貸住宅の出入口の戸の鍵の交換等
- 2 賃貸住宅内の物品の持ち出し等
- 3 社会通念に照らし不適当と認められる時間帯における訪問・電話等
- 4 賃借人等に対し1から3の言動をすることを告げること

四、罰則について所要の規定を設ける。

五、この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

私の独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案(第174回国会閣法第49号)

(衆議院 継続審査)

【要旨】

独占禁止法違反に対する排除措置命令等について、審判制度を廃止するとともに、意見聴取のための手続の整備等の措置を講じる。

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律案(第174回国会閣法第60号)

(衆議院 継続審査)

【要旨】

近年における労働者派遣事業をめぐる情勢にかんがみ、派遣労働者の保護に資するため、常時雇用する労働者以外の労働者派遣及び製造業務への労働者派遣を原則として禁止するとともに、派遣労働者の保護及び雇用の安定のための措置等を講じようとするものである。

郵政改革法案(第176回国会閣法第1号)

(衆議院 継続審査)

【要旨】

本法律案は、郵政改革について、その基本的な理念及び方針並びに国等の責務を定めるとともに、郵政事業の実施主体の再編成、当該再編成後の実施主体に関して講ずる措置その他郵政改革の実施に必要な事項を定めようとするものである。

日本郵政株式会社法案(第176回国会閣法第2号)

(衆議院 継続審査)

【要旨】

本法律案は、郵政改革を実施するため、郵便の役務、簡易な貯蓄、送金及び債権債務の決済の役務並びに簡易に利用できる生命保険の役務を利用者本位の簡便な方法により郵便局で一体的にかつあまねく全国において公平に利用できるよう、日本郵政株式会社の目的及び業務の範囲を改め、郵便局の設置について定める等の措置を講じようとするものである。

郵政改革法及び日本郵政株式会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(第176回国会閣法第3号)

(衆議院 継続審査)

【要旨】

本法律案は、郵政改革法及び日本郵政株式会社法の施行に伴い、郵政民営化法、郵便事業株式会社法、郵便局株式会社法等を廃止するとともに、関係法律の規定の整備を行おうとするものである。

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案(第176回国会閣法第4号)

(衆議院 継続審査)

【要旨】

本法律案は、最近における公務員給与の改定、物価の変動等の実情を考慮し、国会議員の選挙等の執行について国が負担する経費で地方公共団体に交付するものの基準を改定しようとするものである。

地球温暖化対策基本法案(第176回国会閣法第5号)

(衆議院 継続審査)

【要旨】

本法律案は、地球温暖化対策を推進するため、地球温暖化対策に関し、基本原則と各主体の責務を明らかにするとともに、温室効果ガスの排出の量の削減に関する中長期的な目標を設定し、地球温暖化対策の基本となる事項を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、地球温暖化対策の基本原則として、豊かな国民生活と産業の国際競争力が確保された経済の持続的な成長を実現しつつ行うべきこと、国際的協調の下に積極的に推進することのほか、研究開発とその成果の普及、温暖化の防止等に資する産業の発展及び就業機会の増大、雇用の安定、エネルギー政策との連携、事業者及び国民の理解を得ること等について規定する。また、基本原則を踏まえ、国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を定める。

二、我が国の温室効果ガスの排出量削減に関する中期的な目標について、すべての主要国による公平かつ実効性ある国際的な枠組みの構築及び意欲的な目標の合意を前提として、平成32年までに平成2年比で25%削減の達成を目指すこととする。また、長期的な目標について平成62年までに平成2年比で80%削減の達成を目指すこととする。さらに、再生可能エネルギーの供給量に関する中期的な目標について、平成32年までに一次エネルギー供給量の10%に達することを目標とするものとする。

三、政府は、地球温暖化対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、基本計画を定めることとする。

四、国が講ずべき基本的施策として、国内排出量取引制度を創設することとし、必要な法制上の措置について、法施行後1年以内に成案を得ることとする。また、地球温暖化対策のための税について、平成23年度の実施に向けた成案を得るよう、検討を行うこととする。さらに、再生可能エネルギーの全量固定価格買取制度を創設することとする。このほか、原子力に係る施策、エネルギー使用の合理化の促進、交通に係る施策、革新的な技術開発の促進、教育・学習の振興等の施策を行うこととする。

五、この法律は、公布の日から施行する。ただし、温室効果ガスの排出量削減に関する中期的な目標に関する規定については、すべての主要国が公平かつ実効性ある国際的な枠組みを構築するとともに、意欲的な目標について合意をしたと認められる日以後の政令で定める日から施行する。

経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律案(第177回国会閣法第2号)

(衆議院 継続審査)

【要旨】

本法律案は、経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図る観点から、所得・消費・資産等にわたる税制の抜本改革の実現に向けて、経済活性化と財政健全化を一体として推進するという枠組みの下で、税制の抜本改革の一環をなす緊要性の高い改革として、所得税の諸控除の見直し、法人税率の引下げ、相続税の基礎控除及び税率構造の見直し、地球温暖化対策のための課税の特例の創設、納税環境の整備、租税特別措置の見直し等所要の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、個人所得課税

- 1 紦与所得控除に上限を設定する。
- 2 勤続年数5年以下の法人役員等の退職金について、2分の1課税を廃止する。
- 3 成年扶養控除について、成年者は基本的に独立して生計を立てるべき存在であること等を踏まえ、控除を縮減する。

二、法人課税

- 1 法人税率を30%から25.5%へ引き下げる。

2 中小法人に対する軽減税率を18%から15%へ引き下げる。

三、資産課税・消費課税

1 相続税について、基礎控除を引き下げるとともに、最高税率を引き上げる。

2 贈与税について、直系卑属（20歳以上）を受贈者とする場合の税率構造を緩和するとともに、受贈者に孫を加えるなど、相続時精算課税制度の見直しを行う。

3 地球温暖化対策のための税を導入する。

四、納税環境整備

納税者権利憲章の策定、税務調査手続の明確化、更正の請求期間の延長、処分の理由附記の実施、名称の変更等、国税通則法について見直しを実施する。

五、施行期日

この法律は、一部の規定を除き、平成23年4月1日から施行する。

なお、本法律案については、「所得税法等の一部を改正する法律案」から題名を改めるとともに、雇用促進税制等政策税制の拡充、寄附金税制の拡充、期限切れ租税特別措置の延長等の措置を削除する内閣修正が行われた。

経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための地方税法等の一部を改正する法律案（第177回国会閣法第4号）

（衆議院 繼続審査）

【要旨】

本法律案は、経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図る観点から、個人住民税における扶養控除の見直し及び更正の請求期間の延長等の納税環境整備等を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、個人住民税

1 成年扶養控除の対象者を成年扶養親族のうち、年齢65歳以上70歳未満の者、学生、障害者、要介護認定等を受けている者等や合計所得金額が500万円未満の納税義務者の成年扶養親族とする。

2 退職所得に係る10%税額控除を廃止する。

二、納税環境整備

納税者が更正の請求を行うことができる期間を5年に、課税庁が更正及び決定を行うことができる期間を5年に、それぞれ延長する。

三、施行期日

この法律は、一部を除き、平成23年4月1日から施行する。なお、一の2の改正は平成24年1月1日から、一の1の改正は平成25年1月1日から施行する。

防衛省設置法等の一部を改正する法律案（第177回国会閣法第21号）

（衆議院 第177回国会23.5.31可決 参議院 8.30外交防衛委員会付託 繼続審査）

【要旨】

本法律案は、自衛隊の任務の円滑な遂行を図るため、自衛官定数等の変更、防衛審議官の新設、防衛医科大学校の看護師養成課程の新設、日本国とオーストラリア国防軍との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とオーストラリア政府との間の協定等の実施に係る措置等について所要の規定を整備しようとするものである。

国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案（第177回国会閣法第22号）

（衆議院 繼続審査）

【要旨】

本法律案は、基礎年金に係る国庫負担割合について、平成23年度において財政投融资特別会計財

政融資資金勘定及び外国為替資金特別会計から一般会計への特例的な繰入金並びに独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構から国庫への特例的な納付金を活用した財源の確保により2分の1とする等のため、所要の措置を講じようとするものであったが、提出後、内閣により、基礎年金に係る国庫負担割合について、平成23年度において2分の1とし、この場合において、政府は、予算で定めるところにより、税制の抜本的な改革により確保される財源を活用して、一般会計から年金特別会計に繰り入れるものとする等の修正の申入れが行われた。

特定多国籍企業による研究開発事業等の促進に関する特別措置法案(第177回国会閣法第26号)

(衆議院 継続審査)

【要旨】

我が国において新たに研究開発事業及び統括事業を行おうとする特定多国籍企業の活動を促進するため、特定多国籍企業による研究開発事業及び統括事業の促進に関する基本方針の策定並びに特定多国籍企業が作成する研究開発事業計画及び統括事業計画の認定について定め、これらの計画に基づく事業の実施について、外国為替及び外国貿易法、中小企業投資育成株式会社法、特許法等の特例措置を講じようとするものである。

交通基本法案(第177回国会閣法第33号)

(衆議院 継続審査)

【要旨】

本法律案は、交通が、国民の自立した日常生活及び社会生活の確保、活発な地域間交流及び国際交流並びに物資の円滑な流通を実現する機能を有するものであり、国民生活の安定向上及び国民経済の健全な発展を図るために欠くことのできないものであることに鑑み、交通に関する施策について、基本理念及びその実現を図るために基本となる事項を定め、並びに国、地方公共団体、交通関連事業者、交通施設管理者及び国民の責務を明らかにすることにより、交通安全対策基本法と相まって、交通に関する施策を総合的かつ計画的に推進する等の措置を講じようとするものである。

行政機関の保有する情報の公開に関する法律等の一部を改正する法律案(第177回国会閣法第60号)

(衆議院 継続審査)

【要旨】

本法律案は、国の行政機関及び独立行政法人等に関する情報公開制度を充実した内容のものとするため、開示情報の拡大、開示決定等の期限の短縮、内閣総理大臣の勧告制度の導入、事後救済制度の強化等の所要の措置を講じようとするものである。

国家公務員法等の一部を改正する法律案(第177回国会閣法第74号)

(衆議院 継続審査)

【要旨】

本法律案は、国家公務員制度改革基本法に基づき内閣による人事管理機能の強化等を図るため幹部人事の一元管理等に係る所要の措置を講ずるとともに、国家公務員の退職管理の一層の適正化を図るため再就職等規制違反行為の監視機能を強化する等の措置を講じ、併せて、自律的労使関係制度の措置に伴う人事院勧告制度の廃止、人事行政の公正の確保を図るための人事公正委員会の設置等の所要の措置を講じようとするものである。

国家公務員の労働関係に関する法律案(第177回国会閣法第75号)

(衆議院 継続審査)

【要旨】

本法律案は、国家公務員制度改革基本法第12条に基づき自律的労使関係制度を措置するため、非現業国家公務員に協約締結権を付与するとともに、これに伴い、団体交渉の対象事項、当事者及び手続、団体協約の効力、不当労働行為事件の審査、あっせん、調停及び仲裁等について定めようとするものである。

公務員庁設置法案(第177回国会閣法第76号)

(衆議院 継続審査)

【要旨】

本法律案は、国家公務員制度改革基本法に基づき自律的労使関係制度を措置するため、国家公務員の任免、勤務条件等に関する制度並びに団体交渉及び団体協約に関する事務その他の国家公務員の人事行政に関する事務等を担う公務員庁を設置しようとするものである。

国家公務員法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(第177回国会閣法第77号)

(衆議院 継続審査)

【要旨】

本法律案は、国家公務員法等の一部を改正する法律、国家公務員の労働関係に関する法律及び公務員庁設置法の施行に伴い、人事官弾劾の訴追に関する法律を廃止するとともに、関係法律の規定の整備を行おうとするものである。

国家公務員の給与の臨時特例に関する法律案(第177回国会閣法第78号)

(衆議院 継続審査)

【要旨】

本法律案は、我が国の厳しい財政状況及び東日本大震災に対処する必要性に鑑み、一層の歳出の削減が不可欠であることから、国家公務員の入件費を削減するため、国家公務員に対する給与の支給に当たって、平成26年3月31日までの間減額して支給する措置を講じようとするものである。

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案(第177回国会閣法第79号)

(衆議院 継続審査)

【要旨】

本法律案は、一般の政府職員の給与に関する臨時特例が定められることに伴い、裁判官の報酬に関する臨時特例を定めようとするものである。

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案(第177回国会閣法第80号)

(衆議院 継続審査)

【要旨】

本法律案は、一般の政府職員の給与に関する臨時特例が定められることに伴い、検察官の俸給に関する臨時特例を定めようとするものである。

本院議員提出法律案

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(参第1号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、国会議員の歳費月額及び期末手当の額を、当分の間、それぞれ3割及び5割削減しようとするものである。

国家公務員の給与の減額措置等による国家公務員の人事費の総額の削減に関する法律案(参第2号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、我が国の厳しい財政状況に対処する必要性に鑑み、当分の間の措置として国家公務員の給与の減額措置を定めるとともに、国家公務員の人事費の総額を100分の20以上削減するため、退職手当制度、給与制度等に関し政府が講すべき措置について定めようとするものである。

インド洋におけるテロ対策海上阻止活動及び海賊行為等対処活動に対する補給支援活動の実施に関する特別措置法案(第176回国会参第1号)

(参議院 第176回国会22.12.2外交防衛委員会付託 継続審査)

【要旨】

本法律案は、我が国が国際的なテロリズムの防止及び根絶並びにソマリア沖における海賊行為等の抑止等のための国際社会の取組に積極的かつ主体的に寄与し、もって我が国を含む国際社会の平和及び安全の確保に資するため、テロ対策海上阻止活動又は海賊行為等対処活動を行う諸外国の軍隊等に対する自衛隊による補給支援活動の実施に関する規定を整備しようとするものである。

子宮頸がん予防措置の実施の推進に関する法律案(第176回国会参第3号)

(参議院 第176回国会22.12.2厚生労働委員会付託 継続審査)

【要旨】

本法律案は、子宮頸がんの罹患が女性の生活の質に多大な影響を与えるものであり、近年の子宮頸がんの罹患の若年化の進行が当該影響を一層深刻なものとしている状況及びその罹患による死亡率が高い状況にあること並びに大部分の子宮頸がんにヒトパピローマウイルスが関与しており、予防ワクチンの接種及び前がん病変の早期発見と早期治療等の適時かつ適切な予防措置を講ずることにより相当程度の高い確率で子宮頸がんを予防することができることが科学的に解明されていることを踏まえ、子宮頸がんに対するがん対策として、早急に子宮頸がん予防措置を普及することが極めて重要であることにかんがみ、子宮頸がんの確実な予防を図るため、子宮頸がん予防方針の策定、子宮頸がん予防措置の実施の推進のために講ずる具体的な施策等について定めようとするものである。

郵政民営化の確実な推進のための日本郵政株式会社、郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式の処分の停止等に関する法律を廃止する等の法律案(第176回国会参第4号)

(参議院 第176回国会22.12.3総務委員会付託 継続審査)

【要旨】

本法律案は、郵政民営化について平成21年10月20日の閣議決定に基づく見直しに係る措置が講じられていること等により郵政民営化の進捗が滞る事態が生じていることにかんがみ、これを確実に推進するため、日本郵政株式会社、郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式の処分の停止等に関する

法律を廃止するとともに、当該閣議決定に基づく郵政民営化の見直しに係る措置の中止等について定めようとするものである。

会計検査院法及び予算執行職員等の責任に関する法律の一部を改正する法律案(第177回国会参第7号)

(参議院 第177回国会23.8.26決算委員会付託 継続審査)

【要旨】

本法律案は、国の適正な予算の執行の確保に資するため、会計検査院に、不当事項への対処に関する検査を行わせ、当該検査の結果を検査報告に掲記させることとともに、予算執行職員がその義務に反して支出等の行為をした場合における会計検査院による懲戒処分要求制度を強化しようとするものである。

国家公務員等が不正に資金を保管するために虚偽の請求書の提出を要求する行為等の処罰に関する法律案(第177回国会参第8号)

(参議院 第177回国会23.8.26決算委員会付託 継続審査)

【要旨】

国家公務員、地方公務員等が国、地方公共団体等の支出に関し虚偽の請求書の提出を要求する行為等を処罰しようとするものである。

原子力発電所等の緊急安全評価等に関する法律案(第177回国会参第10号)

(参議院 第177回国会23.8.30経済産業委員会付託 継続審査)

【要旨】

東北地方太平洋沖地震による災害に伴う原子力発電所の事故を踏まえ、原子力災害を防止するため、原子力発電所等の緊急安全評価を行うこと等について定めようとするものである。

株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法案(第177回国会参第12号)

(参議院 第177回国会23.7.26東日本大震災復興特別委員会付託 7.29本会議修正議決 衆議院 継続審査)

【要旨】

本法律案は、東日本大震災の被災地域からの産業及び人口の被災地域以外の地域への流出を防止することにより、被災地域における経済活動の維持を図り、もって被災地域の復興に資するようにするため、対象事業者に対し、債務の負担を軽減しつつその再生を支援することを目的とする法人として、株式会社東日本大震災事業者再生支援機構（以下「機構」という。）を設立しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、機構の組織・体制

- 1 機構は、主務大臣の認可により一を限って設立する株式会社とし、預金保険機構及び農水産業協同組合貯金保険機構を通じて国等による資本金の組成を行う。
- 2 機構の資金借入れ等について、政府保証を付することができる。

二、対象事業者

再生支援を受けることができる対象事業者は、東日本大震災によって被害を受けたことにより過大な債務を負っている事業者（農林水産業者、医療法人等を含む。）であって、被災地域において債権者等と協力してその事業の再生を図ろうとするものとする。

三、機構の業務

- 1 機構は、支援決定を行った対象事業者に対して、リース業者を含む金融機関等が有する債権の買取り、資金の貸付け、債務保証、出資、専門家の派遣、担保財産の取得等により、その事業の再生を支援する。

- 2 機構は、原則として、機構成立の日から5年以内に支援決定を行うとともに、支援決定から15年以内に事業者に対する再生支援を完了するよう努める。
- 3 再生支援の決定等を行うに際して従るべき支援基準を主務大臣が定めるに当たっては、できる限り多くの事業者に再生の機会を与えることとなるよう適切に配慮するとともに、東日本大震災復興基本方針等との整合性に配慮しなければならない。

四、施行期日

この法律は、原則として、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【修正要旨】

一、債権の買取価格

- 1 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構（以下「機構」という。）が債権の買取りを行う場合の価格は、適正な時価によるものとし、東日本大震災の発生直前の当該債権の価額に、対象事業者の事業の再生を図る観点から東日本大震災によるその被害の状況等に応じて主務大臣が支援基準で定める割合を乗じて得た額を基本とする。
- 2 1の適正な時価の算定に当たっては、再生支援を開始した後における対象事業者の経営状況の見通し等についても勘案することができる。

二、債権の管理及び処分

- 1 機構は、対象事業者に係る債権のうち買取りを行ったものの管理及び処分に当たっては、当該買取りの価格がその債権額を下回る場合においては、当該対象事業者の経営状況等を考慮し、特別の事情がない限り、その差額に相当する額について、当該対象事業者の債務を免除しなければならない。
- 2 機構は、対象事業者に係る債権のうち買取りを行ったものについては、当該対象事業者の東日本大震災による被害の状況、経営状況等を考慮し、特別の事情がない限り、当該買取りを行った後の一定期間、その弁済を猶予しなければならない。
- 3 機構は、1によるほか、2の一定期間の経過後、同項の債権については、当該対象事業者の経営状況等を考慮し、特別の事情がない限り、当該対象事業者の債務を免除するよう努めなければならない。
- 4 機構は、対象事業者に係る債権のうち買取りを行ったものの管理及び処分に当たっては、当該対象事業者の経営状況等を考慮し、特別の事情がない限り、当該債権に係る保証人に対する保証債務の免除、当該債権に係る物上保証人に対する担保の解除その他の当該対象事業者の債務の保証に係る負担その他これに類する負担の軽減に資する措置をとらなければならない。

東日本大震災に係る災害復旧及び災害からの復興のための臨時の交付金の交付に関する法律案(第177回国会参第16号)

(参議院 第177回国会23.8.19総務委員会付託 8.26本会議可決 衆議院 繼続審査)

【要旨】

本法律案は、東日本大震災の被害が甚大であることから、その被害を受けた市町村に対し、当分の間の措置として、東日本大震災に係る災害復旧・災害復興のための事業事務（以下「災害復旧復興事業等」という。）に要する経費に充てるために交付金を交付しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、災害復旧復興事業等に係る交付金の交付

国は、特定被災市町村（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第2条第3項に規定する特定被災区域をその区域とする市町村をいう。以下同じ。）に対し、予算の範囲内で、災害復旧復興事業等に要する経費の全部又は一部に充てるための交付金を交付する。

二、交付金の交付に係る基本方針及び交付金の交付の申請等

- 1 総務大臣は、交付金の交付に係る基本方針を定めなければならず、同基本方針には、交付金を充てる災害復旧復興事業等の範囲、交付金の交付の基準その他の事項を定めるものとする。
- 2 交付金の交付を受けて災害復旧復興事業等を実施しようとする特定被災市町村は、1の基本方針に基づき、都道府県知事を経由して総務大臣に、実施しようとする災害復旧復興事業等を記載した申請書を提出するものとする。
- 3 総務大臣は、2の申請書の提出があった場合は、交付金の交付の対象となる災害復旧復興事業等（以下「交付金対象事業等」という。）及び交付金対象事業等の全部又は一部に充てる交付金の総額を決定し、都道府県知事を経由して特定被災市町村に通知する。
- 4 特定被災市町村は、基本方針に基づき、交付金対象事業等を一括して事業等実施計画を作成し、都道府県知事を経由して総務大臣に提出する。

三、その他

- 1 交付金は、翌年度以降に繰り越して使用することができる。
- 2 実績報告は、事業等実施計画のうちの交付金対象事業等ごとに行うことを要しない。

四、施行期日

この法律は、公布の日から施行する。

東日本大震災に対処するための私立の学校等の用に供される建物等の災害復旧等に関する特別の助成措置等に関する法律案(第177回国会参第21号)

(参議院 第177回国会23.8.12文教科学委員会付託 8.22本会議可決 衆議院 継続審査)

【要旨】

本法律案は、東日本大震災に対処するため、私立の学校等の用に供される建物等の災害復旧等に關し、私立の学校等の設置者に対する特別の助成措置、地方公共団体に対する特別の財政援助等について定めるものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、国は、東日本大震災により被害を受けた私立の学校の用に供される建物等であって政令で定めるものの災害復旧に要する工事費及び事務費について、当該私立の学校の設置者に対し、政令で定めるところにより、その3分の2を補助すること。
- 二、国は、東日本大震災により被害を受けた専修学校又は各種学校の用に供される建物等であって政令で定めるものの災害復旧に要する工事費及び事務費について、当該専修学校又は各種学校の設置者に対し、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、その3分の2を補助することができるものとすること。
- 三、国は、私立の学校又は専修学校若しくは各種学校の用に供される建物等の東日本大震災に係る災害復旧に係る事業であって、政令で定める基準に該当する地方公共団体が助成を行うものについて、当該地方公共団体の負担を軽減するため、政令で定めるところにより、交付金を交付すること。
- 四、日本私立学校振興・共済事業団は、東日本大震災により被害を受けた私立の学校又は専修学校若しくは各種学校の設置者に対し、通常の条件よりも有利な条件で資金を貸し付け、貸付金に係る元金の償還又は利息の支払を猶予する等私立学校教育に対する援助に努めるものとすること。
- 五、政府は、私立の学校等の用に供される建物等の災害の予防及び災害が発生した場合における復旧に關し必要な財政上の措置その他の措置に係る制度の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとすること。
- 六、この法律は、公布の日から起算して1月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとすること。

鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律等の一部を改正する法律案(第177回国会参第23号)

(参議院 第177回国会23.8.30農林水産委員会付託 継続審査)

【要旨】

鳥獣による農林水産業や生活環境に係る被害が深刻化している現状に鑑み、その被害の防止に関する施策の効果的な推進に資するため、市町村が行う被害防止施策のみによっては被害を十分に防止することが困難である場合における市町村長による都道府県知事に対する要請、鳥獣被害対策実施隊員による緊急的な有害鳥獣の捕獲等、捕獲した鳥獣の食品としての利用、有害鳥獣の捕獲等に関わる人材の確保、狩猟免許の有効期間の延長、ライフル銃の所持許可の要件の緩和等に関する規定の整備を行う。

衆議院議員提出法律案

※衆議院議員提出法律案は、参議院に提出されたもののみ掲載。

国会法の一部を改正する法律案(衆第1号)

(衆議院 23.9.29可決 参議院 9.29議院運営委員会付託 9.30本会議可決)

【要旨】

本法律案は、国会に、東京電力福島原子力発電所事故に係る両議院の議院運営委員会の合同協議会（以下「両院合同協議会」という。）を置こうとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

一 両院合同協議会の設置及び国政調査等

- 1 平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故について、東京電力福島原子力発電所事故調査委員会の委員長及び委員の推薦、その要請を受けて国政に関する調査を行うこと等のため、東京電力福島原子力発電所事故調査委員会法が効力を有する間、国会に、両院合同協議会を置くこと。
- 2 両院合同協議会は、東京電力福島原子力発電所事故調査委員会の要請を受けた場合において必要があると認めるときは、当該要請に係る事項について、国政に関する調査を行うことができること。
- 3 2に定めるもののほか、両院合同協議会の組織、運営その他の事項については、両議院の議決で定めること。

二 東京電力福島原子力発電所事故調査委員会の設置

- 1 国会に、別に法律で定めるところにより、東京電力福島原子力発電所事故調査委員会を置くこと。
- 2 内閣は、当分の間毎年、国会に、東京電力福島原子力発電所事故調査委員会の報告書を受けて講じた措置に関する報告書を提出しなければならないこと。

三 施行期日等

- 1 この法律は、公布の日から起算して10日を経過した日（その日において国会が閉会中の場合又は衆議院が解散されている場合にあっては、その日後初めて召集される国会の召集の日から起算して10日を経過した日）から施行すること。
- 2 その他所要の規定を整備すること。

東京電力福島原子力発電所事故調査委員会法案(衆第2号)

(衆議院 23.9.29可決 参議院 9.29議院運営委員会付託 9.30本会議可決)

【要旨】

本法律案は、国会に、東京電力福島原子力発電所事故調査委員会（以下「委員会」という。）を置こうとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

一、委員会は、委員長及び委員9人をもって組織し、その任命、身分保障、服務、利害関係者との接触等の報告、会議の公開及び会議録並びに委員会の参与及び事務局について所要の規定を設けること。

二、事故調査等

- 1 委員会は、以下の事務を行うものとすること。
 - イ 平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故（以下「東京電力福島原子力発電所事故」という。）の直接又は間接の原因を究明するための調査
 - ロ 東京電力福島原子力発電所事故に伴い発生した被害の直接又は間接の原因を究明するための調査
 - ハ 関係行政機関その他関係者が東京電力福島原子力発電所事故に対し講じた措置及びこれに伴い発生した被害の軽減のため講じた措置の内容、当該措置が講じられるまでの経緯並びに

当該措置の効果を究明し、又は検証するための調査

ニ これまでの原子力に関する政策の決定又は了解及びその経緯その他の事項についての調査
ホ イからニまでの調査（以下「事故調査」という。）の結果に基づき、原子力に関する基本的な政策及び当該政策に関する事項を所掌する行政組織の在り方の見直しを含む原子力発電所の事故の防止及び原子力発電所の事故に伴い発生する被害の軽減のため講すべき施策又は措置についての提言

ヘ これらの事務を行うため必要な調査及び研究

- 2 委員会の事故調査のための、参考人の出頭、資料の提出要求、特定の委員等による予備的又は補充的な調査、両院合同協議会に対する国政調査要請について、所要の規定を設けること。
- 3 委員会は、委員長及び委員の任命の日から起算しておおむね6月後を目途として、事故調査の結果及び提言を記載した報告書を両議院の議長に提出し、これをもって、その調査活動を終了すること。

三、この法律は、国会法の一部を改正する法律の施行の日から施行することとし、委員会の設置のために必要な準備行為は、この法律の施行前においても行うことができる。

また、この法律は、この法律の施行の日から起算して1年を経過した日に、その効力を失うこと。

条 約

原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とロシア連邦政府との間の協定の締結について承認を求めるの件(第177回国会閣條第2号)

(衆議院 繼続審査)

【要旨】

本協定は、原子力の平和的利用に関する我が国とロシアとの間の協力のための法的枠組みを提供するものであり、核物質等の平和的非爆発目的利用、国際原子力機関による保障措置の適用、核物質防護措置の実施等について定めるものである。

原子力の平和的利用における協力のための日本国政府と大韓民国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件(第177回国会閣條第3号)

(衆議院 繼続審査)

【要旨】

本協定は、原子力の平和的利用に関する我が国と韓国との間の協力のための法的枠組みを提供するものであり、核物質等の平和的非爆発目的利用、国際原子力機関による保障措置の適用、核物質防護措置の実施等について定めるものである。

原子力の開発及び平和的利用における協力のための日本国政府とベトナム社会主義共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件(第177回国会閣條第4号)

(衆議院 繼続審査)

【要旨】

本協定は、原子力の平和的利用に関する我が国とベトナムとの間の協力のための法的枠組みを提供するものであり、核物質等の平和的非爆発目的利用、国際原子力機関による保障措置の適用、核物質防護措置の実施等について定めるものである。

原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とヨルダン・ハシェミット王国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件(第177回国会閣條第14号)(先議)

(参議院 第177回国会23.3.30外交防衛委員会付託 3.31本会議承認 衆議院 繼続審査)

【要旨】

ヨルダンは原子力の平和的利用を積極的に推進し、新規に原子力発電所の建設を進めているが、今後、同国と我が国との間で原子力関連資機材及び技術の移転が増加することが予想されることから、両国政府は原子力協定の締結交渉を開始することで一致し、2010年（平成22年）6月より交渉を行った結果、同年9月10日にアンマンにおいてこの協定の署名が行われた。この協定は、原子力の平和的利用に関する両国間の協力のための法的枠組みを提供するものであり、前文、本文15箇条及び末文並びにこの協定の不可分の一部を成す附属書A及びBから成り、主な内容は次のとおりである。

- 一、この協定の下での協力は、専門家及び研修生の交換、公開の情報の交換、核物質、資材、設備及び技術の供給、協定の範囲内の事項に関する役務の提供及び受領等の方法により行うことができる。
- 二、この協定の下での協力は、原子力の平和的非爆発目的利用のためにのみ行い、協定に基づいて移転された核物質等は、いかなる核爆発装置のためにも又はその研究若しくは開発のためにも使用してはならない。
- 三、前記二の義務の履行を確保するため、この協定の適用を受ける核物質は、それぞれの締約国政府と国際原子力機関との間の保障措置協定等の適用を受ける。

- 四、両国は、この協定の実施に当たり、原子力事故の早期通報に関する条約、原子力事故又は放射線緊急事態の場合における援助に関する条約、原子力の安全に関する条約及び使用済燃料管理及び放射性廃棄物管理の安全に関する条約に適合するように行動する。
- 五、この協定の適用を受ける核物質について、両締約国政府は、それぞれの基準（少なくともこの協定の附属書Bに定める水準の防護を実現するものに限る。）に従って防護の措置をとる。
- 六、この協定に基づいて移転された核物質等は、供給締約国政府の書面による事前の同意が得られる場合を除くほか、受領締約国政府の国の管轄の外（供給締約国政府の国の管轄内を除く。）に移転され、又は再移転されない。
- 七、この協定の適用を受ける核物質は、ヨルダンの管轄内において、濃縮され、又は再処理されない。
- 八、この協定は、両締約国政府がこの協定の効力発生に必要なそれぞれの国内手続を完了したことを相互に通告する外交上の公文を交換した日の後30日目の日に効力を生ずる。

承認を求めるの件

地方自治法第百五十六条第四項の規定に基づき、管区国家公務員局及び沖縄国家公務員事務所の設置に関し承認を求めるの件(第177回国会閣承認第6号)

(衆議院 継続審査)

【要旨】

本件は、国家公務員の任免、勤務条件等に関する制度並びに団体交渉及び団体協約に関する事務その他の国家公務員の人事行政に関する事務等を行うため、管区国家公務員局及び沖縄国家公務員事務所を設置しようとするものである。

予備費等承諾を求めるの件

平成二十一年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)

(衆議院 継続審査)

【要旨】

一般会計予備費予算額2,500億円のうち、平成21年6月30日から21年12月22日までの間に使用を決定した金額は626億円で、その内訳は、①新型インフルエンザワクチンの確保に必要な経費280億円、②新型インフルエンザワクチン接種に係る助成費補助に必要な経費213億円、③母子加算の給付に伴う生活扶助等に必要な経費57億円などである。

平成二十一年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)

(衆議院 継続審査)

【要旨】

特別会計予備費予算総額9,924億円のうち、平成21年12月15日から22年1月20日に使用を決定した金額は50億円で、その内訳は、①農業共済再保険特別会計農業勘定における再保険金の不足を補うために必要な経費50億円、②農業共済再保険特別会計農業勘定における農業共済組合連合会等交付金の不足を補うために必要な経費0.3億円である。

平成二十一年度特別会計予算総則第七条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(その1)

(衆議院 継続審査)

【要旨】

平成21年6月30日から21年11月27日までの間に決定した経費増額総額は390億円で、その内訳は、①交付税及び譲与税配付金特別会計交付税及び譲与税配付金勘定における地方譲与税譲与金に必要な経費の増額138億円、②社会资本整備事業特別会計道路整備勘定における道路事業の推進に必要な経費の増額130億円などである。

平成二十一年度特別会計予算総則第七条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(その2)

(衆議院 継続審査)

【要旨】

平成22年2月23日から22年3月26日までの間に決定した経費増額総額は125億円で、その内訳は、①交付税及び譲与税配付金特別会計交付税及び譲与税配付金勘定における地方譲与税譲与金に必要な経費の増額118億円、②国立高度専門医療センター特別会計における患者医療費に必要な経費の増額6億円である。

平成二十二年度一般会計経済危機対応・地域活性化予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書

(衆議院 継続審査)

【要旨】

平成二十二年度一般会計経済危機対応・地域活性化予備費予算額9,996億円のうち、平成22年6月18日から22年9月24日までの間に使用を決定した金額は9,996億円で、その内訳は、①優良住宅取得支援事業に必要な経費2,235億円、②低炭素型雇用創出産業立地推進事業に必要な経費1,100億円、③重点分野雇用創造事業に必要な経費1,000億円などである。

平成二十二年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)

(衆議院 繼続審査)

【要旨】

一般会計予備費予算額3,000億円のうち、平成22年5月11日から22年11月8日までの間に使用を決定した金額は961億円で、その内訳は、①水俣病被害者の救済に必要な経費404億円、②口蹄疫まん延防止対策に必要な経費226億円、③家畜伝染病予防費の不足を補うために必要な経費96億円などである。

平成二十二年度特別会計予算総則第七条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(その1)

(衆議院 繼続審査)

【要旨】

平成22年7月6日から22年12月7日までの間に決定した経費増額総額は912億円で、その内訳は、①社会资本整備事業特別会計道路整備勘定における防災・震災対策に係る道路事業に必要な経費の増額612億円、②社会资本整備事業特別会計治水勘定における防災・震災対策に係る河川事業及び砂防事業に必要な経費の増額135億円などである。

平成二十二年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その2)

(衆議院 繼続審査)

【要旨】

一般会計予備費予算額3,000億円のうち、平成23年3月14日から23年3月30日までの間に使用を決定した金額は687億円で、その内訳は、①東北地方太平洋沖地震による被災地域の緊急支援に必要な経費301億円、②災害救助費等負担金の不足を補うために必要な経費300億円、③東北地方太平洋沖地震による被災地域において自衛隊の部隊が実施する救援活動等に必要な経費53億円などである。

平成二十二年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書

(衆議院 繼続審査)

【要旨】

特別会計予備費予算総額1兆8,497億円のうち、平成23年2月4日から23年3月18日に使用を決定した金額は29億円で、その内訳は、①農業共済再保険特別会計農業勘定における再保険金の不足を補うために必要な経費28億円、②農業共済再保険特別会計果樹勘定における再保険金の不足を補うために必要な経費1億円である。

平成二十二年度特別会計予算総則第七条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(その2)

(衆議院 繼続審査)

【要旨】

平成23年2月22日から23年3月29日までの間に決定した経費増額総額は1,520億円で、その内訳は、交付税及び譲与税配付金特別会計交付税及び譲与税配付金勘定における地方譲与税譲与金に必要な経費の増額1,520億円である。

決算その他

平成二十一年度一般会計歳入歳出決算、平成二十一年度特別会計歳入歳出決算、平成二十一年度国税収納金整理資金受払計算書、平成二十一年度政府関係機関決算書 (衆議院 繼続審査 参議院 第177回国会23.2.16決算委員会付託 繼続審査)

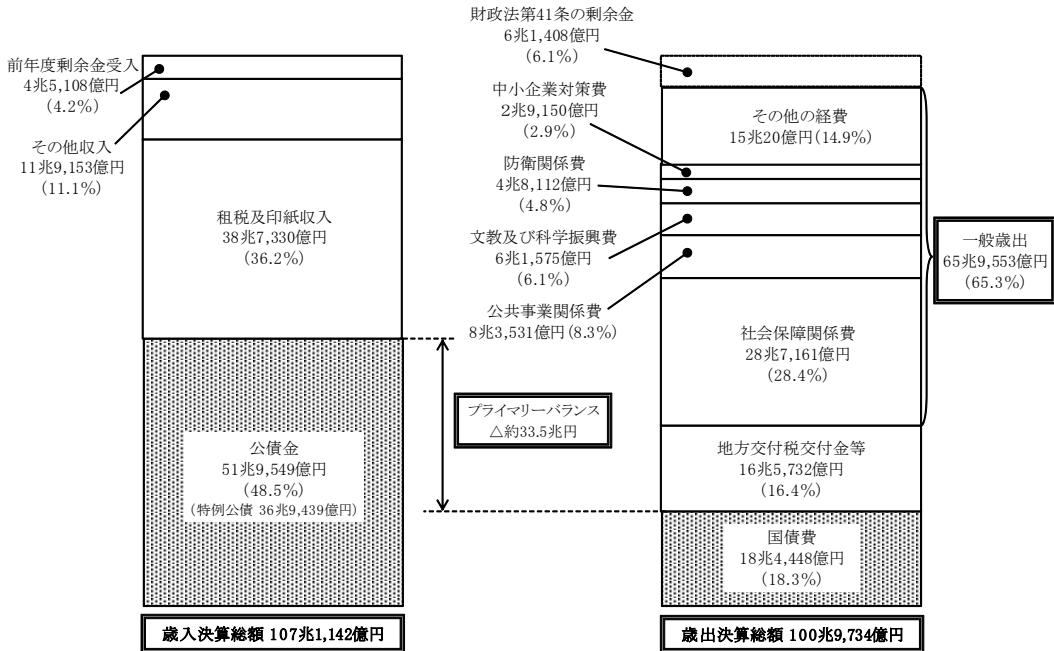
平成二十一年度一般会計歳入歳出決算における歳入決算額は107兆1,142億円、歳出決算額は100兆9,734億円であり、差引き6兆1,408億円の剩余を生じた。この剩余金は財政法第41条の規定により、平成二十二年度一般会計歳入に繰り入れられた。なお、財政法第6条の純剩余金は1兆6,246億円である。

平成二十一年度特別会計歳入歳出決算における21の各特別会計の収納済歳入額を合計した歳入決算額は377兆8,931億円、支出済歳出額を合計した歳出決算額は348兆600億円である。

平成二十一年度国税収納金整理資金受払計算書における資金への収納済額は50兆4,845億円であり、資金からの一般会計等の歳入への組入額等は49兆7,737億円であるため、差引き7,108億円の残余を生じた。

平成二十一年度政府関係機関決算書における3機関の収入済額を合計した収入決算額は1兆2,771億円、支出済額を合計した支出決算額は1兆5,300億円である。

〈平成二十一年度一般会計歳入歳出決算の概要〉



(資料)「平成21年度 決算の説明」より作成

平成二十一年度国有財産増減及び現在額総計算書

(衆議院 継続審査 参議院 第177回国会23.2.16決算委員会付託 継続審査)

平成二十一年度国有財産増減及び現在額総計算書における21年度中の国有財産の差引純増加額は5兆58億円、21年度末現在額は107兆3,748億円である。

平成二十一年度国有財産無償貸付状況総計算書

(衆議院 継続審査 参議院 第177回国会23.2.16決算委員会付託 継続審査)

平成二十一年度国有財産無償貸付状況総計算書における21年度中の国有財産の無償貸付の差引純減少額は52億円、21年度末現在額は1兆834億円である。